

第9回峰山町・大宮町・網野町・丹後町

・弥栄町・久美浜町合併協議会（議事概要）

日 時 平成15年3月26日（水）PM1：30～PM3：34

場 所 網野町アミティ丹後

出席者 43人（7人欠席）

傍聴者 2人

議決事項

- （1）議案第1号 平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会予算について
- （2）議案第2号 平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会補正予算（第1号）について

協議事項

- （1）協議第1号 19-2 情報公開の取扱い
- （2）協議第2号 19-7 防災関係の取扱い
- （3）協議第3号 21-4 選挙事務の取扱い（その2）
- （4）協議第4号 8 地方税の取扱いに関すること（その1）
- （5）協議第5号 19-10 納税関係の取扱い
- （6）協議第6号 19-4 人権啓発の取扱い
- （7）協議第7号 19-13 環境事務の取扱い
- （8）協議第8号 19-20 学校教育の取扱い
- （9）協議第9号 19-21 学校給食の取扱い
- （10）協議第10号 19-28 農林水産事業の取扱い
- （11）協議第11号 19-29 商工観光事業の取扱い
- （12）第8回合併協議会の会議録について
- （13）第10回協議会の日程及び議題(案)について
- （14）その他

議事経緯

開会

会長あいさつ

会議成立確認

議事経緯

- （1）協議第1号 19-2 情報公開の取扱い・・・・・・・・確認

委員長報告

情報公開の項目につきましては、「情報公開制度」と「個人情報保護」の分類になりますが、まず、「情報公開制度」の項目につきましては、町民の方々の知る権利を保障し、行政

への参加を促進し、町民との信頼を深め、公正で開かれた町政を行っていくため各町で情報公開条例を設置されてきておりますが、現在、1町のみ未制定の状況であります。このため、「一元化に調整の上、新市において条例を制定する」という調整案であります。次に、「個人情報保護」の項目であります。まず、電子計算機等で処理する個人情報を保護する条例が、現在、1町のみ未制定であります。また、一般の個人情報を保護する条例は、6町とも未制定であります。従いまして、電子計算機のみではない個人情報を含めた条例を制定する必要があるため、それぞれ、「新市において、個人情報保護条例を制定する」という調整案であります。いずれにいたしましても、住民の方々にとって、大変重要な項目の1つであり、いろいろと意見交換・協議をいたしましたが、最終的に、それぞれの調整案について、確認したものであります。この調整案を受けまして、新市の建設計画の素案に、この趣旨を盛り込んでいただいております。まず、「基本理念」の中で「市民の自律した取り組みを支える行政は、透明性を確保」することをうたうとともに、「基本方針」では、「行政情報の公開を推進」するとしております。そして、具体的には、「主要施策」で「情報公開条例及び個人情報保護条例」の制定を行うこととしております。

主な意見 特になし

(2) 協議第2号 19-7 防災関係の取扱い・・・・・・・・確認

委員長報告

- ・「1」の「自主防災組織等の結成」についてですが、自主防災組織は現在各町にありますが、組織率や活動内容に差がありますので、調整結果としましては、「自主防災組織については、全域にわたって、組織できるよう組織率を上げ、現行のまま新市に継承する」とし、現在1町のみにある婦人消防クラブや2町のみにある子供消防クラブについては、それぞれ、「現行のまま、新市に継承する」と確認いたしました。
- ・「2」の「地域防災計画の策定」は、「新市に移行するまでに各町の防災計画を基本にして、一元化調整を行い、新市において速やかに策定する。」とし、災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準については、新市において、すみやかに策定する」と確認いたしました。
- ・「3」の「相互応援協定」は、現在広域のものとして、「京都府広域消防相互応援協定」を各町が、また、6町間の相互応援協定、隣接している兵庫県の市町とのものがありますが、「京都府広域」のものについては、「一元化の上、新市において協定を締結すること」とし、6町間のものについては、1つの市になりますので「廃止」する。なお、隣接市町とのものにつきましては、「新市において、すみやかに調整する」と確認しました。また、郵便局との相互協力に関する覚書を締結している町が2町ありますので、これにつきましても、「新市において、すみやかに調整すること」を確認しました。
- ・「4」の「広域避難場所の指定」であります。広域避難場所の施設及び収容人員につきましては、現行のまま継承することを基本に、新市において策定する地域防災計画で定める」と確認いたしました。
- ・「9」の「防災行政無線」であります。新市移行後、未整備の大宮町・弥栄町・久美浜

町域を対象に、防災行政無線の整備をすみやかに行う。なお、既存施設の平準化のため、個別受信機（網野町）屋外スピーカー（丹後町）の増設を併せて行い、全ての市民が同レベルのサービスを受けることができるよう整備を図る」と確認いたしました。また、「災害発生時の通報手段」につきましては、「新市庁舎又は消防本部が一括して取り扱い、防災行政無線が市域全域をエリアとして整備されるまでは、現行の通信手段により行う」と確認いたしました。

- ・「10」の「防火防災施設整備」についてであります。住民の方々が、安心・安全なくらしをしていく上で、欠かすことのできないものであります。従いまして、「防火水槽等防火防災施設、消火栓及び消火栓器具の新設等について、新市においては、その全額を市が負担し整備する」と確認したところであります。

主な意見 特になし

(3) 協議第3号 21-4 選挙事務の取扱い(その2)・・・・・・・・確認

委員長報告

- ・「1」の「一般選挙の区域」のうち、「投票区」、いわゆる投票所の取扱いであります。新市発足後50日以内に、新市長、市議員選挙が行われます。従いまして、混乱することを避ける意味もあり、「現行のまま新市へ移行し、新市移行後、投票区の見直しについて検討する」とし、また、「新市における不在者投票は、6町の各役場を不在者投票所とし、指定投票区、指定在外投票区は、市役所本庁の所在する投票区とする」と確認いたしました。
- ・「開票区」いわゆる「開票所」につきましては、「公職選挙法に基づき市の区域とし、市役所または市役所に近く、開票所とするに可能な施設を開票所として指定する。なお、農業委員選挙の開票区についても、法に基づいて選挙区の区域を開票区とする。」と確認いたしました。
- ・「2」の「公営による選挙運動」であります。新市においては、「選挙運動用自動車の公費負担」及び「ポスター作成の公費負担」につきましては、府内の京都市を含め、全ての市が同一の取扱いをしていることを考慮し、「新市において条例を制定し実施する」とし、「ポスター掲示場」については、「義務制及び任意制のポスター掲示場の設置については、法に基づく減数調整を行い、設置する。なお、農業委員会委員選挙等については、公選法が準用されていないので設置しない。」ということで、確認いたしました。
- ・「公営施設使用の個人演説会等」につきましては、「現在指定している施設を、新市の指定施設とする。」とし、「任意制選挙公報の発行」につきましては、「新市において、市議会議員及び市長の選挙毎に1回発行する」ことを確認いたしました。いずれにいたしましても、住民の代表を選ぶ、大変重要な項目であり、いろいろと意見交換・協議をいたしましたが、最終的に、それぞれの調整案について、確認したものであります。

主な意見 特になし

委員長報告

- ・「固定資産税」については、「『5番』の納期」については、「網野町の例により、一元化に調整の上、新市に移行する」と確認しました。
- ・「『6番』の課税免除及び不均一課税につきましては、基本的には、特別法の定めによって、現行のまま新市へ継承するとしておりますが、現在同一の措置をとっているが、その方法に違いのある「国鉄再建法関係の取扱い」につきましては、同一の方法に整理するため、規程を新たに設け、新市へ移行する」といたしました。
- ・分類の2の「住民税」についてであります。『2番』の個人均等割額につきましては、市となることにより、地方税のとおり、年額2,500円となります。また、納期につきましては、固定資産税と同様、網野町の例により一元化に調整することとしております。
- ・『7番』の法人の均等割額につきましては、現在4町が標準税率で2町が制限税率ですが、府内の全ての市及び府内町村4分の3程度が制限税率としている状況や近隣市町の状況を参考に、「制限税率に一元化」することとし、
- ・『8番』の法人税割につきましては、制限税率とするものの、この地域のこれまでの状況や景気動向等を配慮し、上限の「14.7%」でなく、「峰山町の例による13.5%の制限税率に一元化する」といたしました。
- ・『10番』の「減免規定」につきましては、各町とも、ほぼ同様な内容で行っているものでありますが、最も税法の規定にそった文言整理を行うため、「丹後町の例により一元化」することいたしました。
- ・「軽自動車税」についてであります。『3番』の「納期」については、各町若干の差がありますので、「4月1日から同月30日」とする。
- ・『4番』の「減免規定」については、各町ほぼ同様でございますが、「峰山町の例により一元化」する。
- ・『5番』の「標識番号」、いわゆるナンバープレートにつきましては、「網野町の例により一元化することとしましたが、新しいナンバープレートは、新市発足後の新規分から交付することとし、現在使用しているものは新市移行後も、そのまま使用する」といたしました。
- ・「たばこ税」につきましては、各町同様でございますので、「現行のまま新市へ継承」としてあります。
- ・「入湯税」につきましては、現在、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町の4町が、税条例に規定していますが、『2番』の税率について、現在、町によって差がありますので、税法に準拠した「150円に一元化の上調整」することとし、『4番』の「課税免除」につきましては、公共性を考慮した内容の「丹後町の例により一元化」することとし、確認いたしました。
- ・「鉱産税」と分類8の「特別土地保有税」につきましては、「現行のまま新市へ継承する」としてあります。

主な意見

委員 住民税の法人均等割と法人税割については、峰山町・久美浜町だけが制限税率を適用しており、調整案ではなぜ制限税率で一元化となったのか。また、新市において制限税率を適用した場合、どれくらいの増収となるのか。

部会 府内の市では全て、町村も約4分の3の自治体が制限税率を適用している。また、合併しても一定の財源は確保して行かねばならず、そのための税収の確保は必要と考える。法人均等割では、平成13年度実績を基にすると、単純計算で六町の合計額は、標準税率を適用すると950万円の減収、制限税率を適用すると1,300万円の増収となる。法人税割では、標準税率では1,700万円の減収、制限税率では540万円の増収となる。ただし、6町内に複数の事業所を持つ法人は、合併に伴い各町ごとに課税されていた均等割が一本化されるため減収になり、法人市民税総額では減収になってしまう。法人税割については制限税率の最高税率14.7%を使いたいが、丹後地方の厳しい経済状況を考え峰山町の13.5%を適用することとした。

委員 「国際観光ホテル整備法に基づく固定資産税の軽減に関する規定」について、丹後町の例により一元化とあるが、新市になれば網野町の国際観光ホテルにも適用されるのか。

部会 現在、網野町では条例化されているが、新市では丹後町の例により、国際観光ホテル整備法に基づく特例措置として、取扱規定で対応していきたい。

(5) 協議第5号 19-10 納税関係の取扱い・・・・・・・・確認

委員長報告

「納税関係」いわゆる税の徴収・収納事務であります。各町それぞれ取扱いが異なっておりますので、協議の結果、次のとおり確認いたしました。

- ・「徴収・収納方法」であります。集合徴収をしていない町が現在1町ありますが、5町に合わせる方向で、「集合徴収を行うよう一元化することとし、期別は、10期、但し、軽自動車税のみは、集合徴収を行わず、1期の徴収とする」といたしました。
- ・「督促」についてであります。これにつきましても、各町の取扱いに差がありますので、「一元化に調整することとし、督促状1通につき、100円の手数料とする」と確認いたしました。
- ・「納期前納報奨金」についてであります。この項目につきましても、委員会でいろいろと質問、意見等が出されました。調整案は、「一元化に統一の上、新市へ移行する。交付率は100分の0.25とする」というものであります。現在各町で対象税目の取扱いとともに、税率に差があります。最も低いところは、100分の0.05で、他は、0.3～0.6であります。大半の町にとって減少することとなる案に対して、議論が集中いたしました。税収入の早期確保、納税意欲の向上等の制度の趣旨で設けられたものであります。現在の低金利時代で預金金利とのバランスや、京都府内の自治体で、廃止あるいは縮小に向けて議論をしている自治体が半数近い状況にあることを参考にす

る中で、協議の結果、調整案どおりで確認をしたものであります。

主な意見 特になし

(6) 協議第6号 19-4 人権啓発の取扱い・・・・・・・・・・確認

委員長報告

人権啓発の項目につきましては、「人権啓発事業」、「行政相談事業」、「保護司」の3つの分類であります。まず、「人権啓発事業」につきましては、各町とも法令等に基づき、概ね同様の事業を行っているところであり、「啓発推進組織」については、「新市移行後に、組織を設置し、引き続き、人権啓発事業を実施する。」、「人権啓発事業」は、「現在行っている事業を基本として、新市に移行する」、「人権擁護委員」については、「法に基づいて、処理をする」、「人権特設相談の開設状況」については、「現在行っている事業を基本として新市に移行する」ということで確認いたしました。次に、「行政相談事業」であります。これも、法令等に基づき、各町は同一の事業を行っておりますので、「行政相談事業」については、「現行のまま新市へ移行する」とし、「行政相談委員数」については、「行政相談委員法により、総務大臣が委嘱することと規定されているため、新市において調整することと確認いたしました。最後、「保護司」についてであります。これも、各町は法令等に基づき、同一の業務を行っておりますので、「保護司の業務」につきましては、「現行のまま新市に移行する」とし、「保護司の人数」につきましては、「新市移行により、新しい保護区が設定されるため、新市移行後、に調整することを確認いたしました。いずれの項目につきましても、法律等に基づき、実施されている事業であり、それぞれの調整案について、確認したものであります。

主な意見 特になし

(7) 協議第7号 19-13 環境事務の取扱い・・・・・・・・・・確認

委員長報告

- ・『1番』の「生活処理排水計画」につきましては、現在各町で定められているものを1つにする必要がありますので、「新市移行後に、新市としての計画を策定する」としております。
- ・『2番』の「不法投棄対策」及び『3番』及び『4番』の「墓地管理」については、「現行のまま、新市に引き継ぐ」としてしております。
- ・『10番』～『13番』の「防疫業務」であります。防疫薬剤の購入補助、『11番』の下水路の泥上げの経費負担、『12番』の煙霧消毒機貸出につきましては、「生活環境の向上、薬剤散布による環境等への影響、住民要望の減少等の現実を踏まえて総合的に判断し、実施の見直しも含めて検討したうえで新市に移行する。」ことといたしました。
- ・『14』番からの「火葬業務」につきましては、「現在6町内にある施設を新市に移行し対応することとしますが、施設の老朽化が著しいので、新市に移行後に新施設の整備に

着手する方向で調整する」ことといたしました。

- ・『17番』の「使用料」につきましては、現行の取扱いに差がありますので、調整結果案に記載のとおりとすることといたしました。
- ・『21番』の「し尿処理」につきましては、「現在の施設を新市に移行し対応する」こととしますが、老朽化が進行している施設があり、焼却炉については、ダイオキシンの規制強化に適合するためには、多額の改修費が必要となるため、施設整備については、「今後の処理見込量等を精査し、広域的な処理方法も視野に入れて検討する」ことといたしました。
- ・『23番』の「収集方法」につきましては、「現在許可業者により収集を行っている地域は、委託業者による収集に変更し、直営又は委託業者による収集地域は、現行のまま新市に移行する。」こととしました。
- ・『25番』の「手数料算定方法」、『26番』の「納付方法」とも、「現在の竹野川環境衛生組合の方法により統一を図る」ことといたしました。
- ・『27番』の「浄化槽清掃業の許可手数料」は、記載のとおりであります。
- ・最後、『30番』の「環境基本条例」についてであります。新市建設計画中間まとめの基本理念を活かし、基本方針「自然や歴史など地域資源を守り、活かすまち」の重要施策として位置づけていただきたいとの考えを込めまして、新市におきましては、「この条例の制定経過、目的等を尊重し、行政と住民が一体となって豊かな自然環境を保全する立場で、全市的な条例を制定する。」ということを確認いたしました。

主な意見 特になし

(8) 協議第8号 19-20 学校教育の取扱い・・・確認

委員長報告

- ・『1』～『28』までは、「教育委員会」に関する事項でございます。資料の調整項目の欄に記載されているような、現在教育委員会で行っている各種の事務事業等につきましては、法令等に基づき、「現行のまま新市へ継承する」こととしております。但し、番号『28』の「通学路の除雪」につきましては、現在、各町において様々な方法により行われているため、通学の際の安全確保と支障をきたさない除雪体制の確保を図るため、「現行のまま、新市に継承し、新市の除雪計画と連携しながら、通学路の除雪を検討する」と確認いたしました。
- ・『29』の「就学奨励補助」につきましては、現在各町さまざまありますので、「一元化に調整の上、新市に継承する。」とし、「6町とも実施している補助制度については、内容と補助率を統一して新市に継承する。その他の補助については、内容を精査の上、一元化を図り、新市に継承する。」ことといたしました。
- ・番号『30』の「育英事業」につきましては、6町とも奨学資金が制度化されていますが、内容にばらつきがあるため、「一元化に調整の上、新市に継承する」こととし、「6町及び近隣の市の制度を参考にし、基金の状況等を考慮しながら、制度を定め、新市に継承すること」と確認いたしました。

- ・番号『31』の「教育相談事業」については、スクールカウンセラー、心の教室相談等の事業につきましては、その重要性から、新市において引続き実施する必要があると考え、「現行のまま、新市に継承する」と確認いたしました。
- ・番号『32』の「児童生徒健康増進特別事業」については、「現行のまま、新市に継承する」こととし、「各町の健康診断の内容は、ほぼ同一であるが、同一でない部分の検診について、児童生徒の健康管理の観点から、学校医、学校歯科医等と相談の上、必要な検診を実施する。」ことといたしました。
- ・番号『33』の「教育振興事業」については、現在各町の各学校で特色のある様々な事業が展開されていますので、「現行のまま、新市に継承する。新市において、「学校教育推進の重点」を作成し、実施する」ことといたしました。
- ・番号『34』の「情報教育」については、現在、各学校には、情報機器は、着実に整備されてきておりますので、「現行のまま、新市に継承する。」こととし、「各学校に情報教育が実施できる基盤整備を行うとともに、指導体制を確立し、子供たちの将来に役立つ情報教育を行う。」ことを確認いたしました。
- ・番号『35』の「英語指導助手事業」につきましては、現在各町で行われておりますが、配置人員等に差があるため、「新市において配置人数等を総合的に精査し、適切な配置を行う」こととする。
- ・番号『36』の「人権教育」につきましては、現在各町で基本的人権、同和問題等をはじめとする人権教育を実施されておりますが、新市においては、新市の教育委員会で検討し統一した内容で実施する必要があるため、「新市に移行後、調整する」といたしました。
- ・番号『39』の「スクールバス」、番号『40』の「寄宿舍事業」につきましては、新市においても実施することとし、新市において内容等について、検討、調整をする必要があるため、「新市において、調整する」ということといたしました。
- ・番号『43』の「PTA協議会」につきましても、当面現行のまま新市に移行しますが、組織体制、補助金等について検討する必要があるため、「新市に移行後調整する」ことといたしました。
- ・番号『44』の「その他」として「教員住宅」についてであります。現在2つの町で3箇所設置されておりますが、いずれも30年以上前に建設され老朽化しており、2箇所については現在使用していない状況でありますので、「廃止の方向で調整する」ことといたしました。

主な意見

委員 複数担任制のチームティーチング事業について、各町ではどうなっているか。

部会 京都府から派遣されているチームティーチング事業では、峰山町では峰山中学校の数学と英語に2人、峰山小学校の算数に1人、吉原・新山小学校の少人数授業にそれぞれ配置されている。大宮町では大宮中学校の少人数授業に6人、大宮第1小学校の算数に9人、大宮第2小学校の少人数授業に1人配置されている。網野町では網野南小学校の算数に1人、網野中学校、網野北小学校、橘小学校の

少人数授業に配置されている。丹後町では間人中学校の少人数授業に1人、間人小学校の算数に1人配置されている。弥栄町では、弥栄中学校の数学に1人、溝谷小学校の算数に1人配置されている。久美浜町では少人数授業ということで久美浜中学校、高龍中学校、久美浜小学校にそれぞれ配置されている。

委員 教育委員会の設置場所、各支所での教育委員会の窓口などの機能はどこで検討されているのか。また、久美浜町での寄宿舎事業については廃止の方向だが、ほかではどうか。

会長 教育委員会の事業については提案しているが、組織については市全体の組織を今検討しており、今後提案をさせていただくこととなる。

部会 寄宿舎が設置されているのは、久美浜町の高龍中学校のみとなっている。

委員 学校の統合整備については、教育の中で話し合われることか。

部会 前回の合併協議会で提案した「小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い」の中で、児童・生徒数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討と合わせ通学区域の見直しを行うという調整案を提案して確認していただいている。

(9) 協議第9号 19-21 学校給食の取扱い・・・・・・・・・・確認

委員長報告

- ・番号『1』の「学校給食の取扱い」についてであります。現在、1町は、全域を給食センター方式で、その他の5町につきましては、それぞれの学校で、つまり自校方式で実施されております。学校給食につきましては、各学校の給食施設の耐用年数や将来の児童、生徒数の予測等を十分に踏まえ、安全で安心した給食を提供できますよう検討していく必要があります。従いまして、調整結果につきましては、資料に記載しておりますとおり、「学校給食の形態について、給食センターについては、現行の方式により、実施する。自校方式の各学校給食については、現行のまま新市に移行し、新市の教育委員会において、施設整備等の更新を視野に入れ、将来の児童、生徒数を考慮して関係者の意見を踏まえた中で検討する。」とし、現在、各町、各学校、給食センターにより金額に差のある「給食費」については、「現行のまま新市に移行し、新市の教育委員会において、給食費のあり方を検討する」ことといたしました。
- ・番号『2』の「おいしい米消費拡大補助」につきまして、学校給食の補助は、現在、4町で実施され、2町は実施されておきませんが、調整結果としましては、「保護者負担の軽減を図るため、補助制度の範囲で新市においても実施する」ことといたしました。

主な意見 特になし

(10) 協議第10号 19-28 農林水産事業の取扱い・・・・・・・・・・確認

委員長報告

- ・分類「1」の「農業の取扱い」についてですが、左端の番号の『1』～『8』までは、農業振興に関する各種の計画であります。これらについては、「新市移行後、速やかに調

整する」ことと確認しました。なお、小委員会としては、「新市における計画作りについては、各地域の特性を踏まえて、これを活かすよう努力されたい」との意見を付け加えました。新市以降後においても、国や府の補助事業を有効に活用し、農林水産業の振興や土地改良事業を進めていくこととしております。

- ・番号『15』と『16』は、「農業関連利子補給制度」であります。「農業経営基盤強化資金利子助成」につきましては、現在4町が実施しておりますが、その例により、統一し、新市に移行することとし、「天災による被害農業者に対する経営資金利子補給」につきましては、1町のみ実施しておりますので、その例により新市全域に拡大し、移行することと確認いたしました。
- ・番号『17』～『20』までは、「国営農地開発事業」であります。「国営事業負担金」につきましては、「新市に引き継ぐ」ことといたしました。「入植者対策事業」につきましては、現在、2町のみで実施されておりますので、「合併時に一旦事業を廃止し、京都府の新規就業支援事業を活用し、新市において住宅確保、研修支援等の入植者支援事業を実施する」ことを確認しました。
- ・番号『21』の「生産調整対策」についてであります。現在国において米政策の見直しが行われておりますので、「国の米政策の動向を踏まえ、新たに調整する」ことといたしました。
- ・番号『22』の「農業に係る受益者分担金」であります。現在、算出方法、負担金割合について6町で相違がみられますので、「合併時に一旦廃止し、新市移行後調整する」ことといたしました。なお、「分担金の額については、資料に記載のとおり、「各年度ごとに、事業に要する経費のうち、国及び府の補助金を除いた額の範囲内において、受益者の利益の度合いに応じ、新市において定めることとし、合併後も継続して行う事業については、現行の負担率で新市に引き継ぐこと」を確認いたしました。
- ・番号『23』の「農道」であります。「現行のまま新市に継承する」こととしております。
- ・番号『24』からは、「林業の取扱い」についてであります。
- ・『24』～『31』までは、林業関連の各種計画であります。現在各町で作成されているものについては、いずれも、「新市に移行後、速やかに調整する」ことを確認いたしました。但し、『26』の「由良川地域森林計画」につきましては、「法令等に基づき行っている事業については、内容を確認の上、新市に継承する」ことといたしました。
- ・『33』の「緑の担い手育成事業」につきましては、現在4町で実施されておりますので、「その例により、統一し、新市に移行する」と確認いたしました。
- ・『34』の「林業労働者新共済事業」は、「現行のまま新市に継承する」こととし、
- ・『35』の「造林事業」については、4町で実施されておりますが、事業内容に差異が見られるため、「森林資源の造成、有効活用のため必要な制度であり、新市において、制度の一元化に向けて調整を図り、実施する」ことといたしました。
- ・『36』の「丹後縦貫林道維持管理事業」は、「現行のまま新市に継承する」、
- ・番号『40』～『43』は、「緑化推進事業」であります。いずれも必要な事業であるため、「現行のまま新市に移行する」こととしております。
- ・番号『44』、『45』は、「有害鳥獣対策事業」であります。「府の補助事業」につい

ては、「新市においても活用して実施していく」こととし、「独自事業」については、「地域のニーズに対応した事業として、制度を存続する必要がある、新市において補助内容等を統一し、実施する」ことといたしました。

- ・『45』は、「林業に係る受益者分担金」であります。これにつきましても、算出方法等に6町で相違がみられますので、「合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する」ことといたしました。分担金の額の考え方につきましては、農業の場合と同様とすることで確認しております。
- ・『46』と『47』の「林道、作業道」、「分収造林」につきましては、「新市に継承する」こととしております。
- ・『48』～『57』につきましては、「水産業の取扱い」についてであります。
- ・『49』の「資源管理、栽培漁業推進事業」につきましては、「水産資源増殖の観点から、新市において、制度を一元化し実施する」ことといたしました。
- ・『50』の「久美浜町海底清掃作業」につきましても、「久美浜湾の水質浄化に必要な事業であり、新市においても実施する。補助率は、新市において調整する」ことを確認いたしました。
- ・『51』の「水産業に係る分担金」は、先程の農業や林業の分担金と同様の調整案で、「合併時に一旦廃止し、新市に移行後調整する」こととしております。
- ・『55』の「漁港施設使用料」は、漁港を有する3町において、現在相違がありますので、合併時は、京都府に準拠している「丹後町の使用料に統一」することといたしました。
- ・『56』の「土砂採取料」は、2町が同一であり、京都府に準拠しておりますので、合併時に2町の例により統一することといたしました。
- ・『57』の「占用料」につきましても、同様に、合併時に、京都府に準拠している2町の例により統一することを確認いたしました。
- ・『58』の「農林水産関連施設・使用料」ではありますが、これは、峰山町の「天女の里」、林業総合センター、大宮町の「アグリセンター」、網野町の「山村体験交流センター」、丹後町の「農村景観活用交流施設」、久美浜町の「奥山自然たいけん公園」、「マリンプラザ」、「風蘭の館」の施設使用料であります。それぞれの施設の設置経過等がありますので、「現行のまま新市に継承する」ことを確認いたしました。

主な意見

委員 農業振興事業の中で、新市における農業経営改善支援センターとはどういうものか。新市の農林課に所属したものか独立したものになるのか。

部会 担い手農家の育成、経営支援をしていく国の補助事業で、指導員を置いて支援していく制度である。また、どういう名前になるかわからないが、農林部の中に置けば連携がとれて業務がやりやすいと考えている。

委員長報告

・『1』～『3』までの事業につきましては、法令等に基づき行っている事業であり、それぞれ「内容を確認の上、新市に継承する」としております。

・『4』の「消費者啓発活動等」につきましては、各町の広報誌での啓発や、消費者教室の開催による啓発事業であります。「各町で行っている事業のうち、6町のこれまでのまちづくりの歴史に配慮すべきものについては、新市に継承する」といたしました。『5』の「住民の主体的消費活動の支援」というのは、消費生活学習グループの活動に対する支援であります。現在3町で実施されておりますので、「新市に移行後、速やかに調整する」とことといたしました。

・『7』の「雇用促進、支援等」につきましては、現在3町で実施されておりますが、内容に相違がありますので、「新市に移行後調整する。地域の経済状況を判断し、実施する必要がある。事業実績のない制度もあり、景況や事業効果も勘案し、新市全域の制度化を検討する」とことといたしました。

・『8』の「職業能力向上支援」につきましては、現在2町のみが同様の事業を実施しておりますので、その「2町の例により、新市に継承する。事業効果等も勘案する中で新市全域の制度とする」と確認いたしました。

・『9』の「織物業実態調査」であります。現在5町で実施されております。織物業は、丹後地域の主な地場産業であり、現況を調査し分析することは必要な事業であり、「調査内容を調整の上、対象を新市全域に広げ、実施する」とことといたしました。

・『11』の「後継者等養成事業」につきましても、現在3町で実施されておりますが、内容に差異がありますので、「新市に移行後調整し、事業実績、事業効果等勘案の上、新たな制度を新市において検討する。」と確認いたしました。

・『12』の「新商品開発支援事業」、『13』の「観光商品開発支援事業」、『14』の「ふるさと産品開発事業」、『15』の「商工業活性化事業」につきましては、現在それぞれ各町が特色のある事業を実施されてきておりますが、6町同様の事業ではなく、類似した内容を含む事業もあるため、「新市に移行後調整する」とこととし、「事業実績、事業効果等を勘案し、「新商品開発支援事業」に統合する方向で調整する」とことといたしました。

・『16』の「起業支援」、『17』の「事業転換支援」につきましては、6町の実施内容に差異がありますので、それぞれ、「事業実績、事業効果等も勘案し、新市において事業転換支援も含めた起業支援として制度の一元化を検討する」とことといたしました。

・『19』の「企業支援施策」であります。現在6町とも、共通して誘致工場等に対する奨励金制度を設けておりますが、指定基準、交付要件、期間等に相違があります。「企業誘致」については、「重要な政策であり支援措置の充実を基本に新市において新たな制度を検討する。ただし、合併前に各町が実施しているものは、現行のまま、各町の制度を引き継ぐ」とことといたしました。

・『20』の「工業団地」ですが、現在4町に合計5つの工業団地があり、「現行のまま新市に引き継ぐ」といたしました。

・『21』は、「商工会」であります。現在各町に商工会があり、それぞれ地域に密着した

活動を実施されております。小委員会でも、取扱いにつきまして、いろいろと御質問、御意見を頂きましたが、「新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努めるものとする」と確認をいたしました。

・『22』の「小規模指導事業」は、各町とも実施されておりますが、差異があります。

・『23』の「部会補助等」につきましては、3町のみの実施でありますので、「小規模指導事業」の補助金については、「現行制度を尊重しながら、新市において調整する」とし、「部会補助等」については、「小規模指導事業に統合する」といたしました。

・『24』の「融資制度」につきましては、現在4町で制度が設けられておりますが、内容に相違があり、金融機関との調整も必要でありますので、「合併時に一旦廃止し、新市に移行後、国、府の制度に係る状況を見極めながら、実効性のある制度の検討を行う。但し、合併前の各町の制度により決定したのものについては、新市に引き継ぐ」と確認いたしました。

・『25』の「信用保証料補助制度」、『26』の「利子補給制度」につきましては、各町とも制度を設けていますが、内容に相違がありますので、いずれも「中小企業金融対策として必要な制度であり、新市において制度の一元化を図り、実施する。補助率等については、国、府の制度に係る状況を勘案して決定する」と確認いたしました。また、「利子補給制度」について、「合併前の各町の制度により決定したのものについては、終了まで新市に引き継ぐ」といたしました。

・『27』は、「商工関連イベント」であります。現在各町で様々なイベントが行われ、定着しておりますが、実施主体に相違が見られます。小委員会でも、商工イベントと観光イベントとの一本化や大規模なイベントなどいろいろと質問、意見がございましたが、「産業の振興と活気あふれるまちづくりのためのイベントとして、各地域に与えている影響、歴史性等を考慮し、新市に引き継ぐ」といたします。但し、町が実施主体のイベントについては、住民参加型の実行委員会方式への移行を検討する」といたしました。

・『28』の「観光協会」は、現在5町にあります。調整結果といたしましては、商工会と同様に「新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、調整に努める」といたしました。

・『29』の「観光協会補助金」につきましても、「現行制度を尊重しながら新市において調整する」といたしました。

・『31』の「観光関連イベント」については、先程の「商工関連イベント」と同様の調整結果を確認いたしました。

・『32』の「観光まちづくり推進事業」は、現在2町で実施されておりますが、補助内容に差異がありますので、「魅力あるまちづくりを推進するため、新市においても事業を実施する。補助内容は、新市において調整する。」といたしました。

・『33』の「観光施設利用拡大推進事業」は、現在、1町のみで実施されているものですが、「新市全域の制度として実施する」と確認いたしました。

・『34』の「入園料補助事業」は、現在1町のみで実施している事業であり、「廃止する方向で調整する」といたしました。

・『35』の「温泉補助事業」につきましても、現在1町のみで実施している事業ですが、「新市においても実施する。補助内容は、新市において調整する」と確認いたしました。

た。

・『36』の「入浴回数券事業」は、現在2町のみで実施している事業であります。2町の例により、新市全域の制度として実施することを確認いたしました。なお、小委員会では、6町の共通券等についての質問があり、これについては、事務方で検討されているとのことでありました。

・『37』の「商工関連施設・使用料」であります。これは、峰山町の「織物センター」、大宮町の「織物ホール」、小町公園関連施設、網野町の「織物センター」、浅茂川温泉浴場、丹後町の「碓高原観光関連施設」、宇川温泉よし野の里、「てんきてんき村関連施設」、弥栄町の「機業センター」、丹後半島森林公園関連施設、「山の家」、「スイス村スキー場関連施設」、「スイス村高原休養センター」、「スイス村体験交流宿泊施設」、「あしぎぬ温泉」、久美浜町の「かぶとやま虹の家」、「マリングート」の使用料に関する項目であります。これにつきましては、協議第10号の「農業関連施設」の取扱いと同様に、「現行のまま新市に継承する」ことを確認いたしました。

なお、第5回の小委員会で、「人材育成や中小企業の研究開発に係る支援体制等、新しい市の産業活性化を図る施策の充実を検討されたい」との意見を付け加えました。

最後に、当小委員会におきましては、農林水産部会、商工観工部会に係る協議は終了いたしました。部会並びに関係者のみなさまの努力に心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。

主な意見

委員 商工会と観光協会など、新市建設計画に関係してくると考えるが、そのあり方についてどう検討されているのか。

部会 商工会法上、商工会の合併は市町村の合併により強制されるのではなく、自主的、主体的に決めていただくこととなる。観光協会は任意の団体だが、大宮町でも平成15年度に新しく組織される予定で、6町揃った段階で連絡協議会的な連合的な組織作りをしていきたい。

(12) 第8回合併協議会の会議録について・・・公開することを確認

(13) 第10回協議会の日程について

日 程

(日 時) 平成15年4月18日(金)午後1時30分から

(場 所) 丹後町中央公民館

(14) 議案第1号 平成15年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会予算について・・・承認

議案第2号 平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会補正予算(第1号)について・・・承認

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)